

学び直し支援金のお知らせ

～再入学された方への授業料支援～

高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間、「学び直し支援金」が支給されます。

「学び直し支援金」は、就学支援金と同様、授業料と学び直し支援金を相殺することで、授業料の負担がなくなります。

対 象 者

次のすべてに該当する方

高等学校等を退学したことがある方

高等学校等を卒業又は修了していない方

高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）を超える方

平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した方（就学支援金の対象者であった方）

保護者（親権者）の市町村民税所得割の合計額が30万4,200円未満の方

提 出 書 類

高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書

所得に関する書類

保護者（親権者）の市町村民税所得割の額がわかる書類（課税（非課税）証明書等）

* 高等学校等就学支援金の申請又は届出書類で提出しており、その提出書類で審査をすることにご承認いただく場合は、改めて提出する必要はありません。

* 認定された方は（翌年）7月に、改めて高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書と所得に関する書類を提出していただきます。

* 市町村民税所得割の額が30万4,200円以上の世帯の方は、授業料をご負担いただきます。

提 出 期 限

就学支援金の受給が終了する翌月末

問い合わせ先

各高等学校の事務室又は

神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 045(210)8113